

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定額) 第一種(三頁以内) 三〇円

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日にあつたときは、その翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- 選挙告示 鳥取県知事の選挙
- 選挙長及びその職務代理者の選任
- 選挙長の事務を行なう場所
- 立会演説会を開催すべき予定の日時等
- 立会演説会において演説することのできる候補者を決定するくじを行なう日時等
- 立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時等
- 投票用紙の様式
- 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印
- 候補者一人につき選挙運動に関して支出することができ  
る金額
- 選挙公報の掲載文の申請の期限
- 選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時等
- 候補者から届出があつた選挙立金人となるべき者が十人  
を超えるとき等のくじを行なう場所等
- 選挙会の場所及び日時

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号  
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和四十一年十一月二十日に行なうので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

一 選挙長 鳥取市上原二〇〇番地 加藤定治

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西町四丁目二一〇番地 亀田博

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二百二十番地鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一組の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第五十五条第一項の規定により次のとおり定めしたので、同法

同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

日	時	会場
十月三十日	午後一時三十分	岩美町 岩美中学校
十月三十日	七時三十分	鳥取市 日進小学校
三十一日	一時三十分	鳥取市 湖東中学校
三十一日	七時三十分	都家町 中央中学校
十一月一日	一時三十分	八東町 八東小学校
十一月一日	七時三十分	若狭町 若狭中学校
二日	一時三十分	青谷町 青谷小学校
二日	七時三十分	東郷町 榎小学校
三日	一時三十分	関金町 鴨川中学校
三日	七時三十分	倉吉市 倉吉福祉会館
四日	一時三十分	東伯町 浦安公会堂
四日	七時三十分	名和町 名和中学校
五日	一時三十分	岸本町 岸本中学校
五日	七時三十分	米子市 明道小学校
六日	一時三十分	溝口町 溝口小学校
六日	七時三十分	江府町 江府町公民館
七日	一時三十分	日南町 日南町中央公民館
七日	七時三十分	日野町 根野公会堂

日	時	会場
八日	一時三十分	米子市 大嶽津小学校
八日	七時三十分	境港市 境小学校
九日	一時三十分	大山町 大山第二中学校
九日	七時三十分	龍江町 龍江小学校
十日	一時三十分	西伯町 西伯町中央公会堂
十日	七時三十分	米子市 米子市公会堂
十一日	一時三十分	赤碓町 赤碓中学校
十一日	七時三十分	大栄町 由良小学校
十二日	一時三十分	三朝町 三朝小学校
十二日	七時三十分	倉吉市 河北中学校
十三日	一時三十分	気高町 浜村小学校
十三日	七時三十分	河原町 河原小学校
十四日	一時三十分	用瀬町 用瀬小学校
十四日	七時三十分	智願町 智願中学校
十五日	一時三十分	国府町 谷小学校
十五日	七時三十分	鳥取市 福備小学校

一 四の立会演説会において演説をすることが出来る候補者の数及び演説の時間

二 候補者の数、四人以内とする。

三 演説の時間、各四十十分以内とする。

法(昭和二十五年法律第百号)第百五十六条第二項後段に規定する各立会演説会において演説をすることのできる候補者を決定するくじを行なう日

時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙管理委員会(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第二十二条において準用する同規則第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日時 昭和四十一年十月二十七日 午後五時十分  
 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条第四項に規定する立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定め、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二條において準用する同規程第二十一條の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一日時 昭和四十一年十月二十七日 午後五時二十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五條第二項の規定により次のとおり定める。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

折目

○ちゆう  
 こうはしやしめい、らんないひとりか  
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 こうはしや、ものしめい、か  
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうはしやしめい  
 候補者氏名

折目

鳥取県知事選挙投票

鳥取県  
 選挙管理  
 委員会印

表

鳥取県知事選挙投票

鳥取県  
 選挙管理  
 委員会印

裏

備考 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。  
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込むものとする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における仮投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号  
 昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙において公職選挙法

（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、二百五十五万六千四百であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の申請の期限を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十八条第一項の規定により十一月一日と定め、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定め、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一日時 昭和四十一年十一月二日 午後五時十分  
 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その  
翌日)

## 選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号  
昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事選挙につき、候補者として次のとおり届出があつたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第十一項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十七日  
鳥取県知事選挙選挙長 加藤 定 治

目次  
◇選挙長告示 鳥取県知事選挙の候補者としての届出

届出番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍	住居	生年月日	党派	職業
一	昭和四十二年十月二十六日	本人	石尾 おみおる	鳥取県鳥取市古方四七六番地三	鳥取県鳥取市古方四七六番地三	大正十三年九月五日	日本共産党	日本共産党鳥取県委員長
二	昭和四十一年十月二十六日	本人	石坂 二じろう	鳥取県八雲郡湯郷町大字四二四番地	鳥取県鳥取市東町一丁目一三一番地	明治四十一年七月二十九日	無所属	鳥取県知事

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号  
昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事選挙において、候補者から届出があつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室  
二日時 昭和四十一年十一月十八日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十一年十一月二十日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により次のとおり定めたので、同法同条の規定により告示する。  
昭和四十一年十月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室  
二日時 昭和四十一年十一月二十二日 午後一時

昭和四十一年十月二十五日第三号郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県

(定価一冊二百円三冊五百円)